

調 査 報 告 書

2 0 2 1 年 度 版

～ 目 次 ～

	ページ
【調 査 要 領】	1
【調 査 結 果】	
（1）定期昇給実施月 ベースアップ実施月	2
（2）モデル職種別平均年収額（医師、看護師）	3
（3）「看護職員等処遇改善事業」について	5
【記入要領・調査票】	1 0

公益社団法人 神奈川県病院協会

はじめに

当協会では、会員病院の経営の参考に資するための情報提供を目的として、調査事業を実施しております。

2021年度は前年度と同内容の調査を継続するとともに、併せて「**看護職員等処遇改善事業**」について会員病院の状況を把握することとし、2022年2月8日付で286の会員病院にご協力をお願いいたしました。

このたび、調査結果がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

業務ご多忙にもかかわらず、本調査にご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

定期昇給調査（回答数）		モデル職種別年収調査（回答数）		看護職員等 処遇改善事業 （回答数）
定期昇給 実施月	ベースアップ 実施月	医師 平均年収額	看護師 平均年収額	
8 9 (31.1%)	8 9 (31.1%)	8 6 (30.1%)	8 8 (30.8%)	8 9 (31.1%)

2022年4月

神奈川県病院協会
調査委員会

調査要領

調査目的 本調査は、神奈川県病院協会会員の労務管理に資するため、定期昇給等並びにモデル職種（医師及び看護師）の基準内給与等の実態を把握することを目的とする。

調査対象 2022年1月1日現在、神奈川県病院協会の286会員病院

集計方法 経営主体を医療法人、医療法人以外の2区分に、また、200床以上、200床未満の2区分に分けて集計を行った。

金額など記入漏れや不可解なものについては除外し、金額の平均値を取り、これを採用した。

「**看護職員等処遇改善事業**」については、**選択肢回答の集計及び、事業への申請に関する課題や意見等（自由記載）**を記載した。

【 調 査 結 果 】

1—① 定期昇給実施月

()は昨年度件数

○ 4月が59件で一番多く66.3%であった。(4月 53件 63.9%)

○ 次いで、1月が16件で18.0%となった。(1月 17件 20.5%)

経営主体	許可病床数	定期昇給有無		2021年												回答数／病院数
		有	無	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
医療法人	200床以上	15	0	1	1	2	12	1	1	2	2	2	2	2	2	15 / 63
	200床未満	31	1	2			25	1		3	1		2			32 / 135
	計	46	1	3	1	2	37	2	1	5	3	2	4	2	2	47 / 198
医療法人以外	200床以上	31	2	8	1		17	1	1	3		1	7			33 / 62
	200床未満	9	0	5			5			1			1			9 / 26
	計	40	2	13	1	0	22	1	1	4	0	1	8	0	0	42 / 88
合計	200床以上	46	2	9	2	2	29	2	2	5	2	3	9	2	2	48 / 125
	200床未満	40	1	7			30	1		4	1		3			41 / 161
	計	86	3	16	2	2	59	3	2	9	3	3	12	2	2	89 / 286

※病院によっては昇給実施月が複数回あり

1—② ベースアップ実施月

○ ベースアップ実施無しは、75件で84.3%であった。(64件 77.1%)

○ 4月が10件で一番多く11.2%であった。(4月 11件 13.3%)

○ 次いで、5月が2件で2.2%となった。(5月 3件 3.6%)

経営主体	許可病床数	ベースアップ有無		2021年												回答数／病院数
		有	無	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
医療法人	200床以上	3	12				3									15 / 63
	200床未満	8	24				6	2								32 / 135
	計	11	36	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	47 / 198
医療法人以外	200床以上	2	31				1								1	33 / 62
	200床未満	1	8	1												9 / 26
	計	3	39	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	42 / 88
合計	200床以上	5	43				4								1	48 / 125
	200床未満	9	32	1			6	2								41 / 161
	計	14	75	1	0	0	10	2	0	0	0	0	0	0	1	89 / 286

※病院によってはベースアップ月が複数回あり

2—① モデル職種別 平均年収額(医師)

()は平均免許取得年数

経営主体	許可病床数	2021年 1月～12月 (千円)	前年 比	役職者 (千円)	前年 比	非役職者 (千円)	前年 比	回答数／病院数
医療法人	200床以上	17,317 (19.7年)	↗	19,308 (20.2年)	↗	15,990 (19.4年)	↗	15 / 63
	200床未満	17,524 (21.7年)	↗	18,309 (22.1年)	↗	17,224 (21.5年)	↗	29 / 135
	平均	17,453 (21.0年)	↗	18,737 (21.3年)	↗	16,854 (20.9年)	↗	44 / 198
医療法人以外	200床以上	16,255 (22.5年)	↗	16,717 (22.0年)	↗	15,330 (23.4年)	↘	33 / 62
	200床未満	14,758 (20.3年)	↗	15,568 (23.7年)	↗	11,923 (8.5年)	↘	9 / 26
	平均	15,934 (22.0年)	↗	16,440 (22.4年)	↗	14,806 (21.1年)	↘	42 / 88
合計	200床以上	16,587 (21.6年)	↗	17,272 (21.6年)	↘	15,627 (21.6年)	↗	48 / 125
	200床未満	16,869 (21.4年)	↗	17,030 (22.9年)	↗	16,763 (20.4年)	↗	38 / 161
	平均	16,711 (21.5年)	↗	17,188 (22.1年)	↗	16,235 (21.0年)	↗	86 / 286



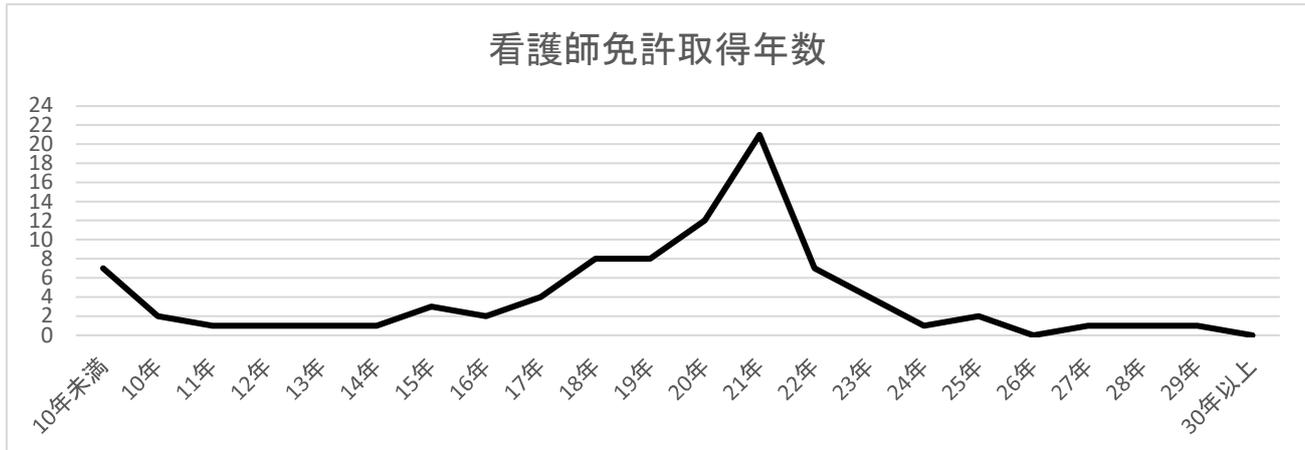
【参考】前年度 モデル職種別 平均年収額(医師)

経営主体	許可病床数	2020年 1月～12月 (千円)	役職者 (千円)	非役職者 (千円)	回答数／病院数
医療法人	200床以上	16,586	19,064	15,685	15 / 64
	200床未満	16,889	17,737	16,421	28 / 132
	平均	16,738	18,401	16,053	43 / 196
医療法人以外	200床以上	15,848	16,016	15,385	30 / 63
	200床未満	14,709	14,394	15,023	10 / 27
	平均	15,279	15,205	15,204	40 / 90
合計	200床以上	16,217	17,540	15,535	45 / 127
	200床未満	15,799	16,066	15,722	38 / 159
	平均	16,008	16,803	15,629	83 / 286

2—② モデル職種別 平均年収額(看護師)

()は平均免許取得年数

経営主体	許可病床数	2021年 1月～12月 (千円)	前年 比	役職者 (千円)	前年 比	非役職者 (千円)	前年 比	回答数／病院数
医療法人	200床以上	5,331 (17.1年)	↗	5,776 (16.5年)	↗	5,263 (17.2年)	↗	15 / 63
	200床未満	5,405 (17.1年)	↘	5,418 (17.3年)	↘	5,400 (17.1年)	↗	31 / 135
	平均	5,381 (17.1年)	↗	5,490 (17.1年)	↘	5,351 (17.1年)	↗	46 / 198
医療法人以外	200床以上	7,229 (20.1年)	↗	7,394 (20.7年)	↗	7,157 (19.8年)	↗	33 / 62
	200床未満	6,301 (19.7年)	↗	6,604 (21.3年)	↗	6,149 (18.8年)	↗	9 / 26
	平均	7,030 (20.0年)	↗	7,212 (20.8年)	↗	6,949 (19.6年)	↗	42 / 88
合計	200床以上	6,636 (19.2年)	↗	7,124 (20.0年)	↗	6,473 (18.9年)	↗	48 / 125
	200床未満	5,606 (17.7年)	↗	5,741 (18.4年)	↘	5,555 (17.4年)	↗	40 / 161
	平均	6,168 (18.5年)	↗	6,463 (19.2年)	↗	6,064 (18.2年)	↗	88 / 286



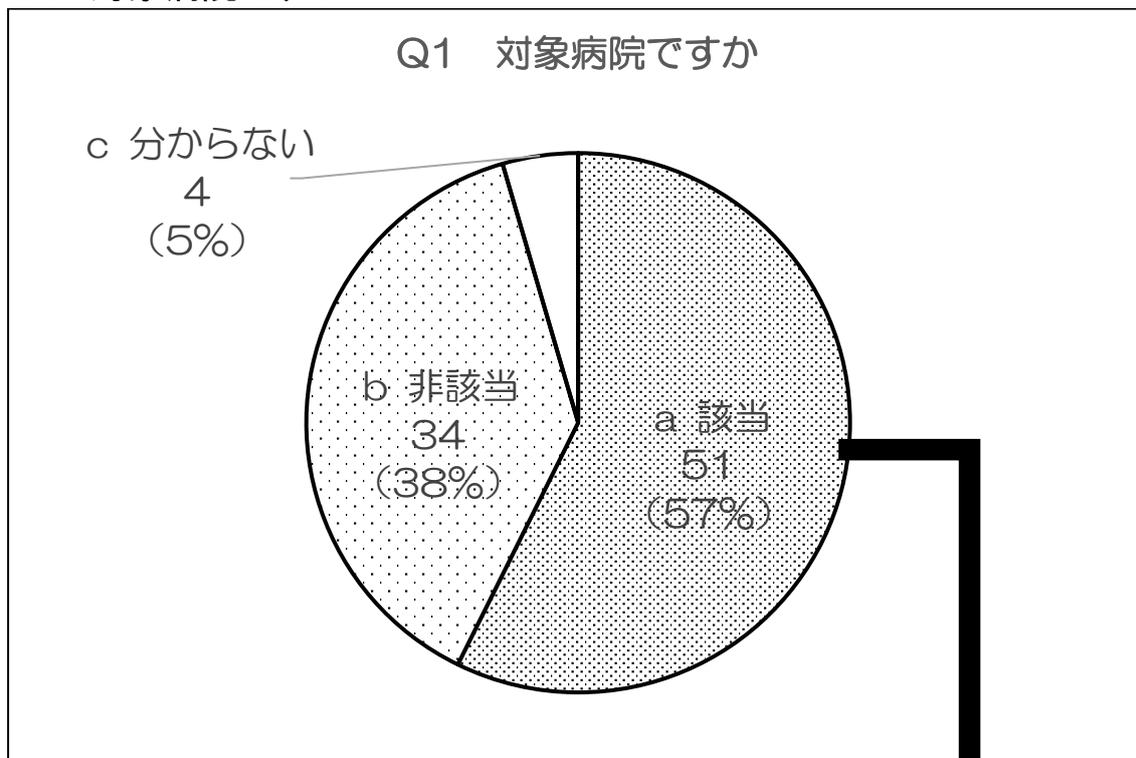
【参考】前年度 モデル職種別 平均年収額(看護師)

経営主体	許可病床数	2020年 1月～12月 (千円)	役職者 (千円)	非役職者 (千円)	回答数／病院数
医療法人	200床以上	4,865	5,373	4,739	15 / 64
	200床未満	5,511	6,186	5,285	28 / 132
	平均	5,188	5,780	5,012	43 / 196
医療法人以外	200床以上	6,635	6,414	6,679	30 / 63
	200床未満	5,589	5,720	5,557	10 / 27
	平均	6,112	6,067	6,118	40 / 90
合計	200床以上	5,750	5,894	5,709	45 / 127
	200床未満	5,550	5,953	5,421	38 / 159
	平均	5,650	5,923	5,565	83 / 286

3 看護職員等処遇改善事業について

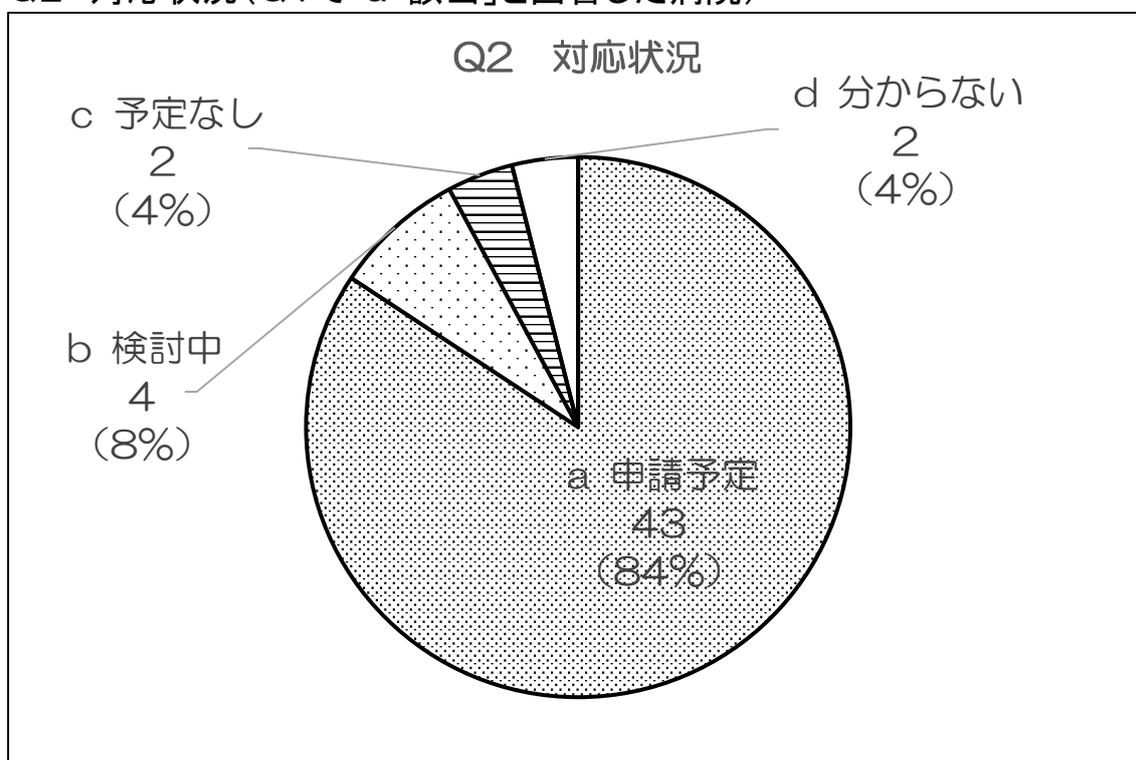
Q1 対象病院ですか

n=89



Q2 対応状況(Q1で「a 該当」と回答した病院)

n=51



Q3 申請にあたっての障害・課題(自由記載)

○多職種との不均衡について (同旨7件)

- ・コロナウイルス対応は看護職員だけではないので不均衡である。
- ・他職員との均衡が保てない。
- ・他職員との均衡が課題。
- ・不公平感がありバランスが取れない。
- ・他職員との均衡、経営状況が悪化した場合の賃金の下方改定が柔軟に認められるかどうか、診療報酬で還元されなくなる可能性等が不透明。
- ・急性期病院についても、職種を広げた場合にどこまで対象にするかなど、手探りの状態。10月以降の診療報酬についてもどのようになるかが不透明。
- ・他職種との公平性が気になるところであり、最低限の義務付けられる内容に留めざるを得ないと考えている。

○診療報酬による対応が不明 (同旨3件)

- ・10月以降の対象が不明確。
- ・令和4年度診療報酬改定の内容詳細が不明である。
- ・急性期病院についても、職種を広げた場合にどこまで対象にするかなど、手探りの状態。10月以降の診療報酬についてもどのようになるかが不透明。(再掲)

○施設間での不均衡について (同旨2件)

- ・神奈川モデル認定医療機関として、中等症患者の受入れを行っているが、救急医療管理加算は算定しておらず、非該当となり不公平感は否めない。
- ・急性期病院のみの対応となっており、当法人の場合は、隣接して回復期の病院があるため、そちらとの均衡が保てない。

○業務への負担 (同旨2件)

- ・規程/協定の変更や組合との調整期間が短く難しい。
- ・担当部署が申請・支給するにあたり年間で最も忙しい時期(年度末・初め)にかかるので負担が大きい。

○その他 (2件)

- ・2月給与より手当支給を開始しているが、看護部と事前に本件についての事前準備をしたこともあり支給についての問題は今のところ発生していない。ただし、1件、歯科衛生士より、口腔内の粘膜曝露の危険を伴う業務のため、支給の可否について問い合わせがあった。本件については、執行部の意思決定会議でも支給対象職種について、看護職、看護補助職への支給を対象とする旨が承認されていることを説明した。
- ・当院では看護職(保健師、看護師、准看護師)以外に、介護福祉士、ヘルパーも処遇改善の対象者に加え2月から支給した。

Q4 事業に対する意見(自由記載)

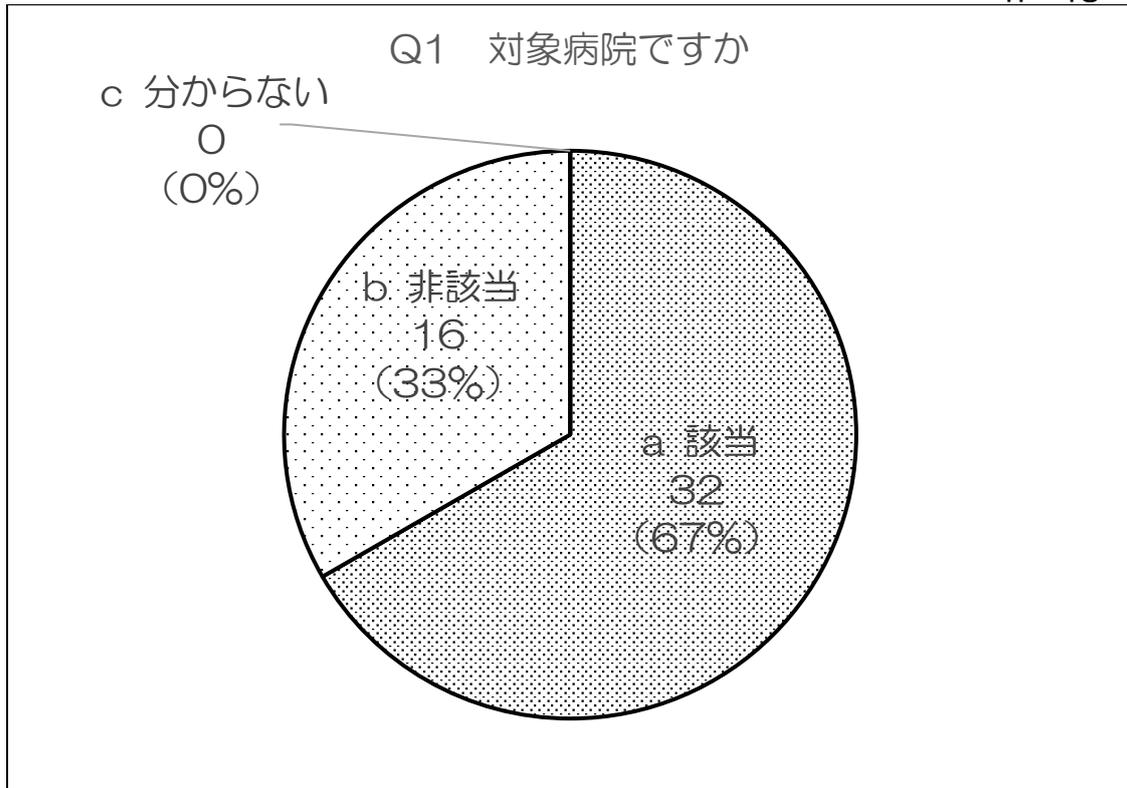
- ・国の補助金ではあるが、神奈川県として更に一步進んだ要件の緩和や見直しを検討いただきたい。

(参考)調査実施期間:2022年2月8日~3月10日(16日に延長)

参考①:看護職員等処遇改善事業－病床規模別集計(200床以上)

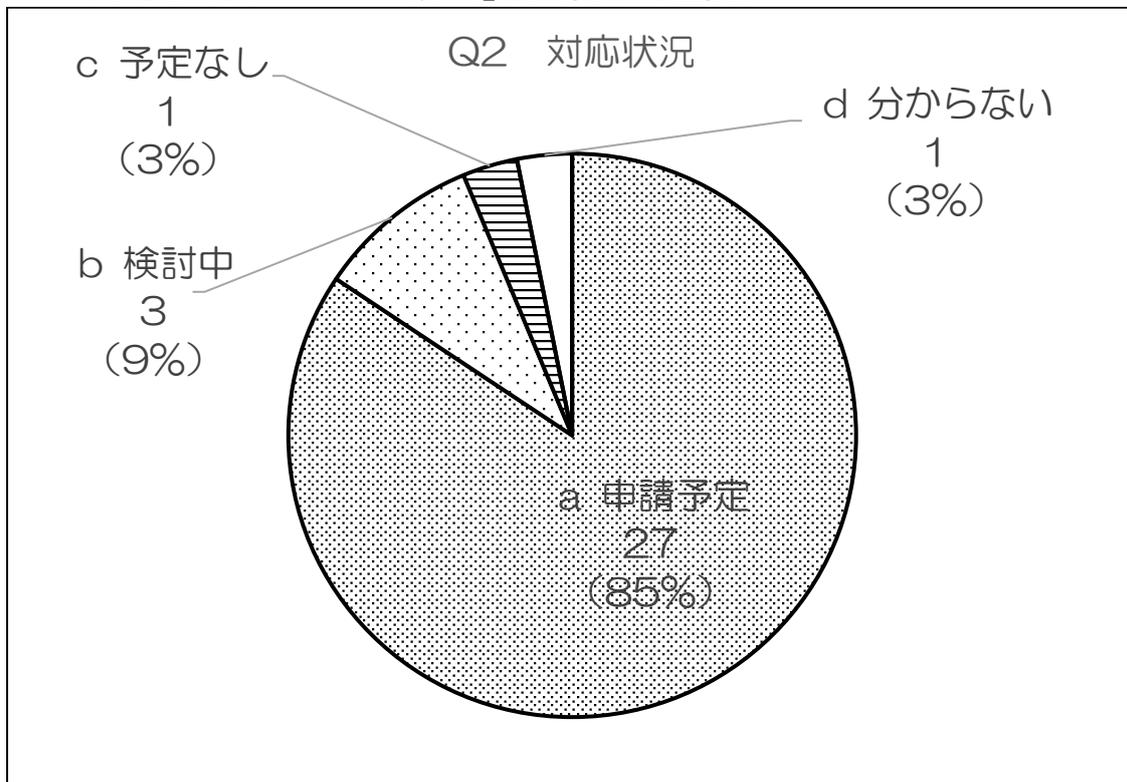
Q1 対象病院ですか

n=48



Q2 対応状況(Q1で「a 該当」と回答した病院)

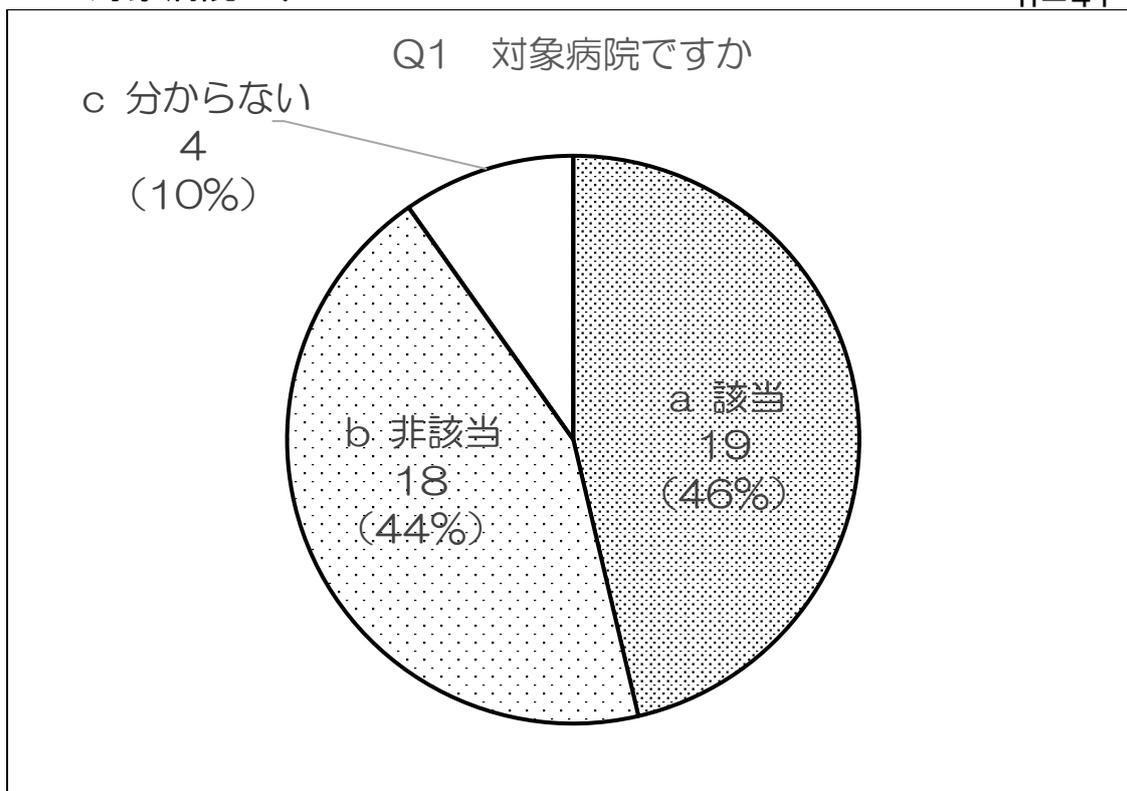
n=32



参考②: 看護職員等処遇改善事業－病床規模別集計(200床未満)

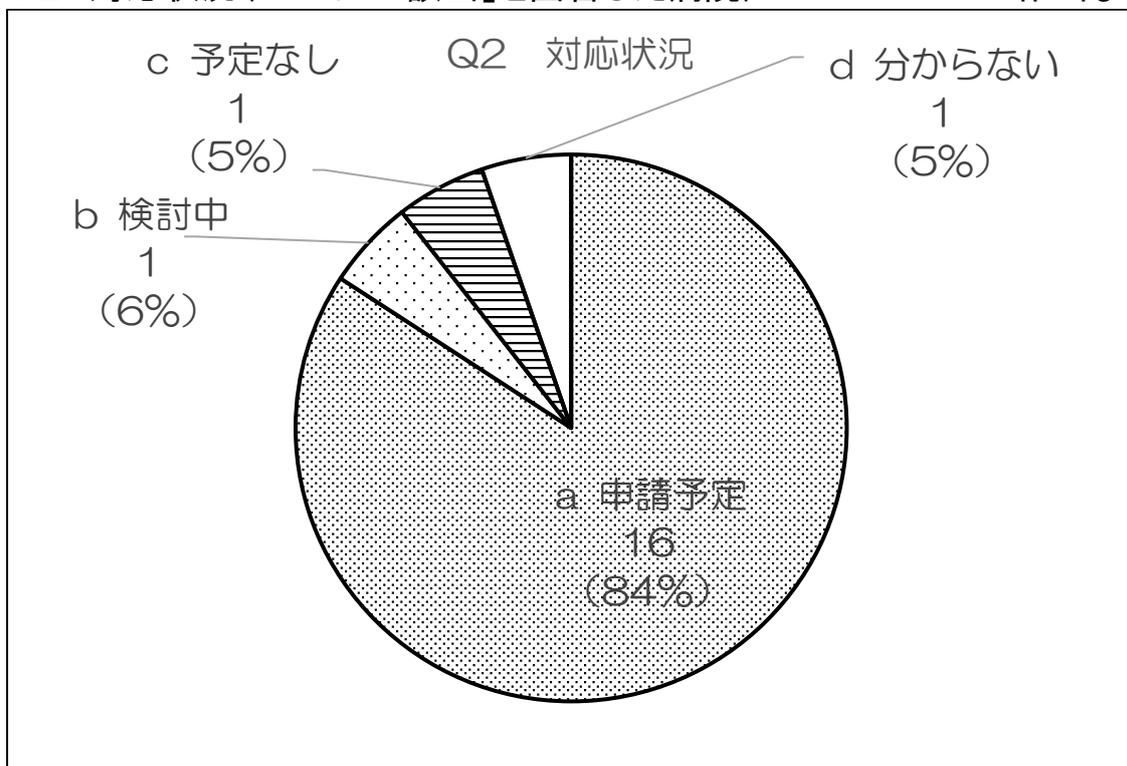
Q1 対象病院ですか

n=41



Q2 対応状況(Q1で「a 該当」と回答した病院)

n=19



●看護職員等処遇改善事業の病床規模別集計では、200床以上のグループにおいて、対象病院に該当する施設が多いことが分かるが(Q1)、該当施設における対応状況については、病床規模での違いは見られなかった。(Q2)

公益社団法人神奈川県病院協会 2021年度調査

記入要領

1 定期昇給等調査（定期昇給・ベースアップ）

- ・ 2021年（1月～12月）において実施した月に○をしてください。
- ・ 遡及してベースアップを行った場合は、遡及した過去の月になります。
【(例) 7月にベースアップ分を支給したが、4月に遡及して行ったものであれば、実施月は4月】
- ・ 期中で複数回行った場合、それぞれの実施月に○をしてください。

2 医師及び看護師のモデル年収調査

- ・ 2021年（1月～12月）でお答えください。
- ・ 医師は49歳、看護師は43歳を基準※とします。
当該年齢の方がいない場合は、年齢が近い方でご回答ください。
- ・ 常勤職員の医師と看護師をそれぞれ1人選んでご回答ください。
- ・ 最も平均的と思われる給与の方でご回答ください。
- ・ 理事長、病院長、看護部長、看護師長などの一人職は除いてください。
- ・ 勤続1年未満の方は常勤であっても除いてください。
- ・ 千円未満は切り捨ててください。

※ 基準とする年齢は厚生労働省調査「令和2年賃金構造基本統計調査(企業規模100人～999人)」の平均年齢（医師48.8歳・看護師42.6歳）を採用しました。
〔≒医師49歳・看護師43歳〕

3 看護職員等処遇改善事業

- ・ 貴院の該当・非該当、検討状況やご意見について、ご回答ください。
- ・ この事業の内容に関する問い合わせは下記の厚生労働省相談窓口まで、お願いいたします。（厚生労働省ホームページにQ&Aなどが掲載されています。）

【厚生労働省医政局看護職員等処遇改善事業電話相談窓口】

受付時間：平日 9:00～17:00

電話番号：03-6634-3744

※回線が混み合い、お電話が繋がりにくいことがあります。

※お電話のかけ間違いにご注意いただき、お問合せをお願いいたします。

